

朝霞市内保育園等及び放課後児童クラブ
在籍児童保護者等の勤務先関係者様

朝霞市こども・健康部長 麦田 伸之

保育園等の登園自粛要請期間の延長について（お願い）

日頃より、本市の保育行政に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、埼玉県に令和2年4月7日「緊急事態宣言」が発令され、本市では令和2年4月9日（木）から令和2年5月6日（水）まで保育園等の登園自粛を要請させていただいております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大については、未だ収束の見通しが立たないことから、下記のとおり登園自粛要請期間の延長を決定いたしました。

在籍児童保護者等の勤務先関係者様におかれましては、引き続き大変な御迷惑をお掛けいたしますが、皆様の大切な命を守るため特段の御配慮を賜りますよう、何卒御協力をお願いいたします。

記

- 1 要請期間
変更前：令和2年4月9日（木）から令和2年5月6日（水）まで
変更後：令和2年4月9日（木）から令和2年6月30日（火）まで
※今後の状況により延長（又は短縮）される場合があります。
- 2 要請内容
両親共に医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方等を除き、原則として保育園等への登園の自粛をお願いします。
- 3 対象施設
保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設
放課後児童クラブ
- 4 その他
現在発令されている緊急事態宣言の延長が令和2年5月6日（水）までの間に宣言された場合、保育園等を臨時休園といたします。
臨時休園となった際には、改めて御案内いたします。

担当 朝霞市こども・健康部保育課

【保育園等】保育係 電話：048-463-2836（直通）

【放課後児童クラブ】保育総務係 電話：048-463-2939（直通）